

ネット・簡易集積容器のご使用にあたっての注 意・確認事項

- 1 ネットは利用する世帯で協力して適正に管理してください。
- 2 家庭ごみ及び資源化物の散乱防止以外の使用、転貸及び売却をしないでください。
- 3 歩行者及び車両等の通行に支障をきたさないように使用してください。なお、強風時などは重しを置くなどして、飛ばないようにしてください。
- 4 ごみ収集後は速やかに持ち帰ることとし、紛失、盗難、破損等のないように維持管理を行ってください。管理が不十分で紛失等があった場合、再貸与はいたしません。（貸与された用具には盗難防止等のため団体名等を記入して下さい。）
- 5 貸与された用具の管理が十分でない場合は、貸与を取り消す場合があります。
- 6 貸与された用具の維持補修等は利用する世帯で行ってください。
- 7 万一事故が発生しても市は損害賠償、補償等の責は負いません。使用者において解決してください。
- 8 貸与期間は貸与日から1年間とします。それ以降引き続き使用する場合は無償譲渡します。
- 9 返還、紛失及び修理の場合の取扱いは次のとおりです。

状況	貸与期間中	譲渡後（1年経過後）
返還する場合	市に「返還届」を提出してください。※所管の環境センターへ連絡していただければ環境センターより引き取りに伺います。	ネットは「家庭ごみ」、簡易集積容器は「粗大ごみ」として処分してください。
紛失した場合	市に「紛失届」を提出してください。 ※再貸与はありません。	市への「紛失届」の提出は必要ありません。
修理する場合	利用者で修理してください。	

※「返還・紛失届」・その他不明な点等は所管の環境センターにお問い合わせください。